

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法について

目的（1条）

東日本大震災の発生により、被災地域に甚大なダメージ

被災事業者の債務の負担を軽減しつつその再生を支援

被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持

被災地域の復興

産業復興機構等との連携・協力

- 被災した事業者の事業再生のために、機構と「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」は、相互に連携を図りながら協力するよう努める。（59条、64条）

政策金融機関の協力

- 政策金融機関は、民間金融機関が対象事業者に対して行う資金の貸付け等では、事業の再生に必要な資金を確保できない場合に、当該必要な資金の貸付けを行うよう努める。（62条）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者の再生支援

<対象事業者>

東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（19条1項）

※「被災地域」については、具体的には政令で規定。

※小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を含む。大企業、第三セクター等は対象外。

※再生支援を申し込む際には、①事業再生計画（事業の再生のおおよその見通しで足りる）、②支援決定後に債権者等が貸付等を行う約束を証する書面を添付。（19条2項）

<機構による支援の内容>

○機構の業務（16条）

- 対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り等
 - ※「金融機関等」にはリース業者や信用保証協会を含む。（2条2項）
 - ※「買取価格」は、事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援後の対象事業者の経営状況の見通し、担保財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価。（23条1項）
 - ※機構は、関係金融機関等と損害担保契約を締結することができる。（23条2項）
 - ※政府及び機構に、迅速かつ適正な買取価格の算定方法（簡易な方法による算定を含む。）に関する指針の作成等の努力義務。（附則3条）
- 対象事業者に対する資金の貸付け（つなぎ融資等に限る。）、債務保証、出資、専門家の派遣及び助言等
- 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分
 - ※弁済猶予、利子減免、債務免除、債務株式化、劣後債権化等。
 - ※買取債権について、一部免除及び一定期間の弁済猶予が可能。また、第三者保証人の保証債務等については、免除の努力義務。（27条）
- 支援申込み前の事業者に対しても必要な助言

○支援期間等

- 支援決定は平成33年3月31日までにを行う（1年延長可）。（19条7項）
- 支援期間は15年。（27条5～7項）

<支援基準>（18条）

- 主務大臣が、再生支援の決定等を行うに際して従うべき基準を作成
- 作成に際しては、
 - ①復興対策担当大臣及び関係都道府県知事の意見を聴取
 - ②できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう配慮
 - ③復興基本方針等との整合性に配慮

<機構の組織・体制>

- 全国で一つに限り設立される株式会社（主務大臣認可）（3条、8条）
- 預保・貯保を通じた国等による資本金の組成（4条、8章）
- 機構の資金の借入に係る政府保証（40条）